

選 択 約 款

時間帯別バリュープラン（中部電力エリア）

2024年8月1日実施

株式会社グリムスパワー

本 則

1 適用

- (1) この選択約款の時間帯別バリュープラン（中部電力エリア）は、当社が別途定める電気供給約款[供給電圧が低圧のお客さま用]（以下「基本約款」といいます。）の従量電灯の適用範囲に該当し、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。
- (2) この選択約款は、基本約款とあわせて適用いたします。

2 契約容量

原則として基本約款 別表 5（契約容量の算定方式）により契約容量を定めます。

3 時間帯区分

- (1) 時間帯区分は、次のとおりといたします。
 - イ 昼間時間
毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。ただし、別表 1（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。
 - ロ 軽負荷時間
別表 1（休日等）に定める日以外の毎日午前 8 時から午前 10 時までおよび午後 5 時から午後 10 時までの時間ならびに別表 1（休日等）に定める日の午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。
 - ハ 夜間時間
昼間時間および軽負荷時間以外の時間をいいます。
- (2) お客さまが希望される場合は、(1)ロにかかわらず、軽負荷時間を次のいずれかとすることができます。
 - イ 別表 1（休日等）に定める日以外の毎日午前 9 時から午前 10 時までおよび午後 5 時から午後 11 時までの時間ならびに別表 1（休日等）に定める日の午前 9 時から午後 11 時までの時間
 - ロ 別表 1（休日等）に定める日以外の毎日午前 7 時から午前 10 時までおよび午後 5 時から午後 9 時までの時間ならびに別表 1（休日等）に定める日の午前 7 時から午後 9 時までの時間
- (3) 時間帯区分を変更された後 1 年に満たない場合は、原則として、時間帯区分を変更することはできません。

4 料金

料金は、基本料金、電力量料金および基本約款の別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費等調整額の合計といたします。なお、燃料費等調整額は、基本約款の別表 2（燃料費調整）により算定された燃料費調整額と、基本約款の別表 3（離島ユニバ

ーサルサービス調整)により算定された離島ユニバーサルサービス調整額と、基本約款の別表4(卸電力調整)により算定された卸電力調整額、および容量拠出金負担額の合計とし、料金表に定める基準単価・係数等は当社バリュープランの定めを適用いたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,838円44銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	321円14銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 昼間時間

1キロワット時につき	36円08銭
------------	--------

ロ 軽負荷時間

1キロワット時につき	27円18銭
------------	--------

ハ 夜間時間

1キロワット時につき	15円86銭
------------	--------

5 その他

その他の事項については、基本約款の従量電灯にかかわる規定によります。

附 則

この選択約款は、2024年8月1日から実施いたします。

別 表

1 休日等

この選択約款において、休日等とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日をいいます。



2024年8月1日
株式会社グリムパワー